

令和7年度 佐倉市地域保健医療協議会 第1回予防接種専門委員会 要録

開催日:令和7年9月29日(月)

時 間:19時30分から20時30分まで

会 場:佐倉市健康管理センター3階 大会議室

出席者

【医師等】伊藤 加寿子委員(委員長)、望月 由貴人委員、澤井 清委員

【事務局】荒木 宏光課長、長谷川 ひとみ主査、菅谷 尚代主査補、領家 玲子主査補

【傍聴人】1名

1. 会議の開会について

事務局より、会議録の作成等に関する要領について説明

2. 議事

(1) 令和6年度予防接種実施状況(資料1参照)

[事務局より説明]

・接種率算定は、厚生労働省の算定基準に基づき対象者が決まっている。そのため接種率が100%を超えることがある。

・ヒブ: ヒブは令和6年度から開始となっている5種混合に含まれており、5種混合への移行期となっているため、接種者数が減少し、接種率も低くなっている。

・5種混合・4種混合: 5種混合の接種率は67.8%、4種混合の接種率は34.5%となっている。令和6年度は4種混合から5種混合への移行期となっており、5種混合と4種混合の接種率を合わせると102.3%と、順調に移行できている。

・麻しん・風しん混合(MR): MRの接種率の目標値は、1期2期とも95%以上となっている。1期は91.5%、2期は94.1%、合計93.0%の接種率となっており、目標値に達しなかった。

未接種者の背景としては、外国人や転入者、また、育児や予防接種についての不安が強い保護者等の子が未接種となっていることが多く、きめ細かな支援が必要である。

MR2期の予診票は、生後に送付している予診票つづりに入れているが、接種までの期間が長く、紛失されるかたが多いため、啓発等も兼ねて、今後は年長児になる直前の3月末に予診票を送付したいと考えている。

今年度は、麻しん患者が佐倉市内でも発生している。また、千葉県では(22件)・全国では(196件)と多数発生しているため、接種率の向上に努めたい。

・2種混合(DT): 接種率は68.2%だった。日本小児科学会では、百日咳の予防を目的に、2種混合(定期接種)の代わりに3種混合(任意接種)の接種を勧めている。市で把握している者だけで、令和6年度に3種混合(任意接種)を接種した者は231人おり、3種混合(任

意接種)を接種する者が増えている。任意接種扱いのため、接種率に反映されないが、仮に2種混合の接種者数に含めると、接種率が85.0%となる。

・高齢者インフルエンザ：接種率は56.7%と令和5年度と比較して-6.8%減少した。

・新型コロナウイルス感染症：令和6年度より定期接種化された新型コロナの接種率は、27.7%だった。令和5年秋開始接種の65歳以上の接種率は64.5%だったので、臨時接種から定期接種になったことで、接種率は大幅に低下している。全国の接種率については、まだ公表されていない。

インフルエンザ・新型コロナの接種率については、今後の推移を見ていく必要がある。

また、インフルエンザ・新型コロナとも、こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種を希望する方には情報が届くよう努める。

・高齢者肺炎球菌：接種率は、全体で27.9%だった。令和6年度の接種率は56.6%のため、28.7%減少している。令和5年度までは経過措置として年度年齢で接種していた。経過措置が終了し、令和6年度からは実年齢で接種しているため、まだ接種期限が残っているので接種していない方達があり、接種率が低い状況になっていると考えられる。今後も接種率の推移を見ていく必要がある。

・任意予防接種一部費用助成制度についての助成者数は、ご覧のとおりである。

[質問1：望月委員]

2種混合より3種混合のほうがいいということであれば、市で3種混合を積極的に取り入れるという意向はあるのか。

[回答1：事務局]

国が定期接種として定めているものが2種混合なので、佐倉市でも2種混合となっている。国の方針が変われば、市の方針も変わる。

[澤井委員]

厚生労働省はこの件について会議をしているが、すぐに公費になるという状況ではない。

[伊藤委員]

小児科学会で推奨しているが、それ以上の段階にはまだ至っていない。

[望月委員]

百日咳の検査を希望する方がいるので、検査すると百日咳に罹っている。このような場合、小児期の予防接種が効いていないということになる。

1歳未満の重症化しやすい子を守れば良いと考えれば、先生方の意見が分かった。

(2) 風しん及び麻しんの定期予防接種[特例]に係る対応について(資料2参照)

[事務局]

風しん及び麻しんの定期予防接種〔特例〕について、MR の 1 期、2 期の対象者には勧奨ハガキを送付、風しん第5期の対象者には予診票を送付し、対応している。

実施状況については、4 月 1 日から 8 月 31 日までに、第 1 期 2 人、第 2 期 6 人、第 5 期 15 人の接種者数となっている。

接種者数は少ないが、接種できなかった方達の接種の機会となっている。

[澤井委員]

特例で接種している方はいるが、実際には佐倉市内で麻しん風しんのワクチンが手に入らなくて接種できなかったという方はいないと思う。

東北の一部地域でワクチンが不足するという状況になったが、それを全国でやりましょうということになったという経緯がある。今回接種した方達は、忘れていた方達だろう。

[望月委員]

接種する方がいれば、それでいいということ。

(3) HPV ワクチンの接種率向上に向けた取り組み状況(資料3)

[事務局]

①令和 6 年度の啓発の状況

・昨年度の予防接種専門委員会でご意見をいただいたとおり、令和 6 年度の小学 6 年生女子 658 名に年度当初の令和 6 年 5 月 24 日に、予診票を送付した。

・令和 6 年 7 月 8 日に、令和 6 年度で接種期間が終了となる高校 1 年生相当の女子 557 人に、公費で接種できる期間が終了する旨のハガキを送付した。

・令和 6 年 7 月 9 日に、キャッチアップ接種対象者 6,203 名に、公費で接種できる期間が終了する旨のハガキを送付した。

・ワクチンの不足により令和 6 年度内に 2 回目、3 回目の接種ができなかった方を対象に経過措置が設けられたため、高校 1 年生相当とその保護者 507 人、キャッチアップ接種対象者 6,067 人に令和 7 年 2 月 17 日案内ハガキを送付し、3 月 10 日に LINE の送信を行った。

②令和 6 年度 HPV ワクチンの接種状況

・3 回接種を完了するには、9 月末までに 1 回目の接種をする必要があることから 8 月、9 月にかけて接種回数が増えており、この期間に接種した方達が 3 回目の接種を 3 月に実施したことと、経過措置期間が設けられたため 1 回目の接種を期限間際に接種をした方達がおり、3 月の接種回数が特に多くなっている。

今後も HPV の接種率向上に向けて、予診票の個別通知や勧奨ハガキ等の啓発を行いたいと考えている。

[質問2:伊藤委員]

接種した約 5,000 回の対象者と接種率は、いかがか。

[回答2:事務局]

定期接種の対象者は 1,983 人、接種率は 63.7%、キャッチアップ接種は対象者 22,014 人、16.8%となっている。

[回答2の追加:事務局]

対象者の人数は国の算定基準になっており、定期接種の対象者は 13 歳相当の年齢の人数、キャッチアップ接種の対象者は平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの人数となっている。

実際の対象者全員の人数で接種率を算出すると、接種率はもっと低くなると考えられる。

[質問3:伊藤委員]

実際の接種率を出すのは難しいということですね。

[回答3:事務局]

はい

[質問4:伊藤委員]

勧奨のはがきを送付することは良いが、学校の養護教諭から話があるといいと思うがどのような状況か。

[回答4:事務局]

予防接種班で、その状況は把握していない。

(4) 带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成と定期予防接種の実施状況について

(資料 4 参照)

[事務局]

带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成事業の概要について説明。

带状疱疹任意予防接種費用の一部助成制度については、今年度から定期接種が始まったことに伴い、令和 7 年度で終了予定となっている。助成事業の申請期限が年度末の令和 8 年 3 月 31 日となっていることから、シングリックスの接種を希望される方には、2 回接種後かつ申請期限を考慮いただき、計画的に接種を進めていただくよう、ご注意ください。

一部助成の実績だが、令和 7 年 8 月末時点でシングリックスは 259 件、ビケン は 144 件で、合計 403 件の申請があった。市内で接種可能な医療機関は 35 件である。

また、定期予防接種の実績だが、令和 7 年 8 月末時点でシングリックスは 1,410 件、ビケン

は556件で、合計1,966件となっている。

〔望月委員〕

シングリックスの値段は高いが受ける人は多いのが意外である。

〔事務局〕

そうですね。

(5) 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期予防接種について

(資料5参照)

〔事務局〕

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症定期予防接種の予診票を一緒に同封し、9月12日(金)に令和7年10月1時点で65歳以上の方に発送した。

資料5の1の「接種期間・対象者」について説明。

なお、対象期間外や定期接種の対象者以外の方を接種した場合は任意接種となる。

資料5の2の「予約について」説明。

資料5の3の「予診票の発送について」説明。

10月2日以降に65歳になる方には、誕生日の翌日以降に予診票を発送する。なお、令和8年1月2日以降に65歳になる方には新型コロナウイルス感染症の予診票のみを発送する。

また、令和8年3月16日～4月1日の方で新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を希望される方及び60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器系の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方は市へご連絡をいただき、予診票を発行する。

資料5の4の「委託料について」説明。

自己負担額については、今般、見直しを実施した。新型コロナウイルス感染症については、国の助成金が終了したことに伴い、大幅な変更となっている。

新型コロナウイルス感染症定期予防接種の契約については、9月22日(月)に変更契約書の写しを発送した。確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの種類については、厚生労働省から、「1価の JN.1、KP.2 若しくは LP.8.1 に対する抗原又は令和7年5月現在流行している JN.1 系統変異株に対して、広汎かつ頑健な中和抗体応答又は有効性が示された抗原を含むこと」に対応するワクチンとして薬事承認を受けたものが示された。

メーカーについては、ファイザー社、モデルナ社、武田薬品工業社、第一三共社、Meiji Seika ファルマ社の5社の中から各医療機関様において取り扱うワクチンを選択し、接種することになる。

今年度も、10月以降に各医療機関様へ使用しているワクチンの種類について調査したいと考えている。

[質問5:望月委員]

新型コロナは財政的な問題もあると思うが、大幅に自己負担額が上がったので、接種率は下がるのではないかと懸念される。

高齢の 80 歳以上の方が、3 日くらい熱が出るとふらふらな状態になって来院する。予防接種が効くならば、積極的に接種したいと考えている。

佐倉市の自己負担額は高いと思うが、他の市町村はどうなのか？

[回答5:事務局]

佐倉市の自己負担額は、県内でも高いほうである。佐倉市より自己負担額が高い市町村は、房総のほうでいくつかある。

財政部門とも協議したが、財政的な問題があり、市の財源を入れて自己負担額を安くするという事は難しかった。

[伊藤委員]

千葉県内で、自己負担額が 1 万円を超すところは多くない。

再三、お願いはしたが、自己負担額を安くすることは難しいということだった。

[望月委員]

検討が十分されたということであれば、それはそれでいいと思う。

(6) 予防接種事務デジタル化について(資料6参照)

[事務局]

予防接種事務デジタル化について、厚生労働省主催の自治体説明会が令和 7 年 6 月 27 日から全 5 回にわたって実施されたので、報告する。

まず、国で進めている予防接種事務デジタル化の経緯については、令和 4 年に予防接種法が改正、令和 4 年 12 月 9 日に公布されている。

この改正予防接種法において、個人番号カードで接種対象を確認する仕組みを導入すると規定される。デジタル化に必要な規定については、3 年 6 ヶ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することになっているため、公布から 3 年 6 ヶ月後にあたる、令和 8 年 6 月 8 日を目標にデジタル化の準備を進めている。

予防接種法の改正概要としては、「オンライン対象者確認の導入」「予防接種データベースの整備」等、予防接種事務のデジタル化について規定がなされている。

改正後には、個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施する等、予防接種事務がデジタル化され、オンライン費用請求により、接種記録の管理や費用請求事務等が効率化されること、データベースが構築されることにより効率的・効果的な調査研究が可能となること等が効果として見込まれている。

デジタル化の概要については、医療機関では、電子的に過去の接種記録の確認や接種間

隔等をシステムでチェックすることが可能となり、間違い防止に繋がること、接種記録を電子的に登録することで、市町村に紙の予診票や請求書の送付が不要となる。

医療機関におけるデジタル化後の業務イメージについては、第 2 回自治体説明会資料に掲載されている。まだ現時点でのイメージということだが、先行実施に参加している自治体の状況報告等を参考に詳細が詰められていくことになる。

先行実施の状況報告やデータの流れ等についても説明会において取り上げられているので、参考までに後方に添付している。

なお、佐倉市における予防接種事務デジタル化の事業計画においては、市で使用している健康管理システムの標準仕様の導入等もあることから、デジタル化の開始目標を現在のところ令和 10 年度中としている。

医療機関の皆様においては、今後、予防接種デジタル化を進めていく中で、ご協力いただくことも多々出てくるかと思う。国から新しい情報や、医療機関において対応すべき内容等について詳細が示されたら、共有させていただく予定である。

[望月委員]

これは早急にやった方が良いと思う。

接種者本人が佐倉市から転出している場合、佐倉市からの委託料が支払われない。クリニックでは間違いを防げない場合があり、そのような場合は市がやるべきではないかと考えている。デジタル化されれば、このようなことはなくなると考えられる。

予防接種事務のデジタル化について、佐倉市が今のスタッフと人数で実施できるのかという問題はあるが、医師会・各クリニックで協力することは大事である。予防接種事務のデジタル化は間違いを無くすということでも有用である。早急に取り組んでほしい。

[伊藤委員]

予防接種事務のデジタル化は、全国的に実施できないと・・・。

海外の方たちも網羅されるということは難しいのではないかな。

[長谷川]

予防接種事務のデジタル化が進むと、接種も日本全国どこでもできるようになる。

接種される方も履歴が確認できる等メリットも高い。

国も全国共通でできることを目指している。

(7) 令和 6 年度予防接種後健康相談等の状況について[非公開]

(8) 令和 6 年度の健康被害救済制度について[非公開]

(9) 佐倉市個別予防接種業務委託契約について[非公開]

その他に審議事項はなく、委員長が会議の終了を告げ会議を終了した。

議事録として相違ないことを確認しました。

令和7年11月10日

議事録署名人 田 月 由 貴 人